

東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用基準

南三陸町では、東日本大震災において特に被災の大きい宮城県における賃金等の急激な変動に対処するため、南三陸町と請負者との間で締結する工事請負契約書第25条第6項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）については、下記のとおり運用することとする。

記

1 適用対象工事

- (1) 南三陸町が発注する工事であること。
- (2) (3) に定める残工期が(2)に定める基準日から2か月以上であること。
- (3) 発注者及び請負者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされたとき（賃金水準の変更が入札公告の翌日又は指名（随意契約）通知の翌日から契約締結の日までの間になされたものにあっては、契約を締結したとき）とする。

ただし、この運用基準の施行の日以前に賃金水準の変更がなされている場合は、この運用基準の施行の日とする。

2 請求日及び基準日等について

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日を基本とし、これにより難い場合は、請求日から14日以内の範囲で定める日とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S 増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

(P = Σ (α × Z)、α : 請負比率 (当初請負代金額／当初設計額)、Z : 発注者積算額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S_減、P₁及びP₂は、それぞれ次の額を表すものとする。

S_減：減額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

(P = Σ (α × Z)、α : 請負比率 (当初請負代金額／当初設計額)、Z : 発注者積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量の算定をするために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応してこれを行うものとする。

- (2) 基準日までに変更契約を締結していない場合において、先行指示されている設計量のうち基準日以降に行うものについては、残工事量として、スライドの対象とする。

- (3) 現場搬入材料については、発注者が認定したものに限り、これを出来形数量として取り扱うものとする。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

ア 工場製作品（工場での確認又はミルシート等で在庫が確保されていることが証明できる材料）

イ 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（仮設用クレーン、仮設鋼材など）

ウ 契約書において工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料

- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とすることができる。

- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合においては、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出することができる。

- (6) 請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額ス

ライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、請負者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができるものとする。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

8 標準様式

この運用基準に基づくスライド協議の実施等に使用する書面は、別紙1から別紙8までを標準とする。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。